

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 11 月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500344号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500158号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のD社(昭和49年にE社に名称変更)における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和28年5月1日から同年12月25日まで
② 昭和37年7月1日から昭和39年3月1日まで
③ 昭和39年3月2日から昭和40年6月4日まで
④ 昭和46年4月1日から昭和48年11月5日まで
⑤ 昭和48年11月5日から昭和50年9月20日まで
⑥ 昭和50年9月20日から昭和51年1月25日まで

請求期間①はA社に、請求期間②はB社に、請求期間③はC社に、請求期間④はD社に、請求期間⑥はE社にそれぞれ勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

また、請求期間⑤について、D社に係る厚生年金保険の標準報酬月額が13万4,000円又は14万2,000円と記録されているが、当時の給与支給額(約70万円)と相違しているので、当時の標準報酬月額の上限(20万円)に訂正してほしい。

上記請求期間①から⑥までについて、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、法務局においてA社の商業登記は確認できず、請求者が記憶する事業主及び同僚は所在不明であることから、請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、事業所名簿検索システムで調査したが、A社という事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

請求期間②について、法務局においてB社の商業登記は確認できず、請求者が記憶する事業主及び同僚は所在不明であることから、請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、事業所名簿検索システムで調査したが、B社という事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

請求期間③について、C社は商業登記簿により確認できるが、昭和44年6月30日に解散しており、事業主及び請求者が記憶する同僚は所在不明であることから、請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、事業所名簿検索システムで調査したが、C社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

請求期間④及び⑥について、請求者が提出した社内報等により、期間は特定できないものの、請求者がD社及びE社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、商業登記簿によりD社はE社に商号変更、その後、2回商号変更後、平成17年6月30日に解散していることが確認でき、同社の元事業主は、当時の経理担当者は亡くなり、当時の賃金台帳等の資料もないとしており、請求者の給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない上、複数の同僚に照会したが、請求者の保険料控除について陳述を得ることができない。

また、請求者のD社に係る雇用保険被保険者記録によると、離職日は昭和50年9月19日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は退職した日の翌日とされており、昭和50年9月20日となるどころ、請求者の同社に係る事業所別被保険者名簿の資格喪失年月日と一致している上、請求者は同年10月16日に求職の申込みを行い、請求期間⑥の一部を含む同年11月23日から昭和51年2月24日まで雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

さらに、D社に係る事業所別被保険者名簿に記載された請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日は、オンライン記録と一致しており、同名簿における請求期間④及び⑥について健康保険証の番号に欠番もない。

請求期間⑤について、請求者は、厚生年金保険の標準報酬月額を当時の上限額（20万円）に訂正してほしいと主張しているが、上記のとおり、D社は既に解散し、同社の元事業主は、当時の経理担当者は亡くなり、当時の賃金台帳等の資料もないとしていることから、請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない上、同僚からも請求者の保険料控除について陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑥までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500311号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500159号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年4月1日から同年7月1日まで

日本年金機構の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間は平成6年1月1日から同年9月1日までと記録されているが、実際には、同年3月末に一旦退職し、同年7月1日に再入社したはずである。

勤務していなかった請求期間に係る年金を受け取るわけにはいかないの、調査の上、年金記録を訂正し、年金額を調整してほしい。

第3 判断の理由

事業主は、請求者に係る人事記録等はないと回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険被保険者記録に誤りがあったことを確認することはできない。

また、請求者の主張のとおり、平成6年4月1日に被保険者資格を喪失し、同年7月1日に被保険者資格を取得した場合には、同年10月の標準報酬月額の時決定のための被保険者標準報酬月額算定基礎届の提出は対象外となっていたところ、オンライン記録により、請求者に係る当該時決定は、同年8月25日付けで処理されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者資格に関して確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録について、訂正を認めることはできない。